

平成26年度

第1回

定期監査報告書

(補助金・交付金)

(市民部)

市民活動推進課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

市民部市民活動推進課

2 監査の範囲

平成25年度（出納整理期間を含む。）に執行された補助金および交付金に関する事務

3 監査の期間

平成26年9月3日から平成26年10月30日まで

説明の聴取 平成26年10月17日

4 監査の方法

監査に当たっては、監査対象課の所管する補助金および交付金に関する事務について、次の点を主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

- (1) 補助金および交付金の支出根拠（条例・規則・要綱）は明文化されているか
- (2) 交付基準は明確か
- (3) 対象経費は明確か
- (4) 申請・決定・交付・報告手続きは法令等の規定にもとづき適正に執行されているか

第2 監査の結果

次に掲げる監査対象課の所管する補助金および交付金に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 監査対象補助金等

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
青梅市自治会振興交付金	青梅市自治会振興交付金交付要綱	自治会等が、地域社会における住民福祉の増進および連帯意識の高揚を図るために行う事業に対し、青梅市自治会振興交付金を交付することにより自治会活動の振興および市行

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
		政の円滑な運営に資することを目的とする。
	執行状況	連合会 2,196,000 円 11支会 7,187,900 円 174自治会 25,409,800 円
集会施設設置等事業補助金	集会施設設置等事業補助金交付要綱	自治会がその区域内住民の集会の用に供するために設置する施設（土地、建物、付帯設備等）または自治会の掲示板に対し、補助金を交付することにより住民負担の軽減と福祉の増進に寄与することを目的とする。
	執行状況	施設29件 7,597,000 円 掲示板11支会 1,919,527 円
青梅市コミュニティ事業補助金	財団法人自治総合センターが定める平成25年度コミュニティ助成事業実施要綱ならびに平成25年度青梅市コミュニティ事業補助金交付要領および一般コミュニティ事業補助金交付基準	青梅市の区域内のコミュニティ団体に対し、補助金を交付することをもって住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感にもとづく自治意識を高めることを目的とする。
	執行状況	第7支会 1件 2,500,000 円
青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金	青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱および青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱に関する基準	青梅ボランティア・市民活動センターの設置主体である青梅市社会福祉協議会に対し、補助金を交付することにより青梅ボランティア・市民活動センターの円滑な運営を図ることを目的とする。
	執行状況	1件 13,268,811 円
青梅市市民提案協働事業助成金	青梅市市民提案協働事業実施要綱および青梅市市民提案協働事業助成金交付要綱	市民活動団体の専門性、柔軟性および自主性を生かして地域課題や社会的課題を解決するため、市民活動団体と青梅市が協働して行う市民提案協働事業について、実施に要する経

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
		費の一部を協働団体へ助成することにより、市民提案協働事業の円滑な実施を図る。
	執行状況	『生ゴミ堆肥の実験畑』、『I Love 青梅フォトコンテスト』、『楽しく世代間交流・コミュニティ広場「遊ゆう」』、『おそきみんなで元気プロジェクト』、『おうめ若者カフェ』 5件 817,769円

2 要望等

補助金に関しては、平成24年に「青梅市補助金等の見直しに関する指針」を定め、「補助金等の意義、役割、必要性等を精査し、見直すことにより、補助金等の効果的・効率的な活用および整理合理化の推進を図る」とあり、「見直しの方向性とは、廃止、停止、縮小、終期の設定および拡充をいう。」としている。

今回の監査に当たっては、この指針にもとづき、各補助金等についてどのような見直しが図られ、補助金等が効果的・効率的に活用されたのかに留意しつつ、補助金等の支出について、財政状況、補助金の意義、効果等を総合的に勘案し、判断したところである。

今後の補助金等の交付に当たっては、より一層適正な執行に努めるとともに、必要性および効果等について見直しに関する指針にもとづき十分に検証を行い、透明性、公平公正の確保に努められるよう要望する。

なお、個別事項については、次のとおりである。

(1) 青梅市自治会振興交付金について

青梅市においては、自治会は自主的な任意の団体ではあるが、地域を支えるコミュニティとして、その存在と役割は大きなものとなっている。また、災害等の際には、地域住民の状況を把握し、共助により地域を支える組織の中核となるものである。これらのことから自治会振興交付金は、自治会活動に大きく貢献しており、交付事務に関しては、おおむね適正に執行されていた。

しかしながら、一部の自治会においては、会計上の記載誤りや、

目的別の繰越金等における会計処理、さらに会計期間の交付金交付対象期間との差異等、改善を要するものが見受けられた。

今後においては、市民活動推進課が中心となり、市民センターによる協力のもと、申請書提出時期等に自治会役員を対象に事前説明会を開催するなど、各自治会の会計事務が適正に処理されるよう指導の徹底に努められたい。

(2) 集会施設設置等事業補助金について

集会施設設置等事業補助金の交付事務に関しては、自治会の所有する自治会館等の維持補修・修繕等の住民負担軽減に貢献しており、おおむね適正に執行されていた。

自治会館については地域内コミュニティの中心となる集会施設であるばかりでなく、市の防災事業を進めていく上でも有効な施設となることから、今後、関係部署とも連携を図り、耐震化等の支援も含め適切な補助事業の実施を進められたい。

また、掲示板の修繕等については、補助金申請および交付決定ならびに工事の施工が年明けの時期に集中し、補助金執行は年度末に行われるという状況が数多く見受けられた。今後においては、補助金の目的と効果を鑑み、年度末に集中しないよう、効率的な工事施工と計画的な整備に当たられたい。

(3) 青梅市コミュニティ事業補助金について

コミュニティ事業補助金については、昭和58年以降11支会を対象にコミュニティ活動備品の整備等に活用され、近年はAEDや無線機等の整備が行われている。平成25年度に実施された第7支会への補助金についても、適正に執行されていた。

なお、各支会ともにすでに3回程度補助を受け、必要な備品類も充実してきているものと捉えられる。購入後の利用状況等は特に把握していないとのことであったが、今後は、備品の必要性や利用状況等を把握し、補助金の効果的な活用に努められたい。

(4) 青梅ボランティア・市民活動センター運営費補助金

おおむね適正に執行されていた。

なお、100万円を超える返還金が発生しているが、補助対象経費が主に固定的な人件費であることから、今後においては、センタ

一の職員配置状況にもとづき、適切な申請指導と交付決定を実施されたい。

(5) 青梅市市民提案協働事業助成金について

おおむね適正に執行されていた。

なお、市民提案協働事業の事業期間は単年度とされおり、その効果等が認められ、次年度以降、協働事業として継続して事業化する場合については、協働で事業に当たった担当課が予算化することとしている。しかしながら、助成事業終了後は担当課へ引き継がれることが少なく、助成の終了とともに事業自体が完了してしまう現状にある。今後においては、補助金の対象期間等を見直し、市民提案協働事業をより効果的なものとする必要と考える。

また、事業実施にかかる人件費は対象経費とされているが、時給単価等については、事業の内容によってその都度判断しており、明確な基準はないとのことであった。時給単価等の算定が団体ごとに差があることから、ある程度の基準は必要と思われる。

事業開始後3年目を迎えており、協働事業市民推進委員会や市民協働事業推進会議での意見等を踏まえ、総合長期計画に位置付けられた協働事業の推進に向け、実施要綱等も含めた事業の見直しを検討されたい。

(6) 共通事項

ア 収受文書および起案文書の取扱いについて

自治会等から提出された補助金・交付金の申請書類等に、収受印は押印されているが、文書処理カードが貼付されていないもの、貼付されていても、担当者受理、決裁および保存期間欄の処理が適正に行われていないもの、また、起案文書においては、決裁日、施行日、公印押印欄の処理がされていないものが見受けられた。

収受文書処理については、主管課長等に供覧し、指示を受けるとともに、当該文書の処理経過を記録し管理する役割が、また、起案文書処理については、業務の意思決定とその経過を記録し、管理する役割を担っている。

このことから、収受文書および起案文書については、青梅市文書管理規程を遵守し、適正に処理するよう要望する。

イ 申請書類等の審査について

申請書類等の審査については、事業の内容や経費の執行が交付条件に適合しているか、また、当該事業が補助金等の交付目的に対してどのような成果を上げているかについて検証し、補助金等の交付決定や補助金額の確定に当たり、市の意思決定を行う重要な作業である。

しかしながら、各補助事業の申請書類等を見ると、添付書類の計算誤りや金額が不明確なもの等が見受けられた。

今後においては、提出された書類審査を確実に実施し、補助金額の確定等を行う際には、補助金がどのような経費に充当され、どのような効果を上げているかについて十分に検証するとともに、改正された「青梅市補助金等交付規則」を遵守し、補助金使途の明確化を図り市民への透明性を確保するため、適正な審査を実施するよう要望する。